

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
休日は、  
翌日)

## 目 次

◇条 例 鳥取県青少年健全育成条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

## 条 例

鳥取県青少年健全育成条例をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第三十四号

鳥取県青少年健全育成条例

#### 目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 青少年の健全な育成に関する施策(第六条―第九条)

第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制(第十条―第十七条)

第四章 青少年に対する不健全な行為の禁止(第十八条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条―第二十五条)

第六章 罰則(第二十六条―第二十八条)

附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県、市町村及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、もつて青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。

#### (青少年の努力)

第二条 青少年は、常に、次代の社会のいない手としての使命を自覚し、心身ともに健全な社会人として成長していくため、みずからすすんで自己の啓発と向上に努めなければならない。

#### (県の責務)

第三条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## (市町村の責務)

第四条 市町村は、県の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に応じた青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。

## (県民の責務)

第五条 県民は、青少年の健全な育成についての関心と理解を深め、その健全な成長を助長する社会環境を形成するよう努めなければならない。

2 保護者は、青少年を健全に育成することがみずからの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するよう努めなければならない。

3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全で明るい家庭を築くことによつて、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

4 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、互いに協力し、その職務又は活動を通じて、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

5 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

## 第二章 青少年の健全な育成に関する施策

## (施策の基本)

第六条 青少年の健全な育成に関する県の施策は、青少年及び県民の自主的な活動を尊重し、これを助長することを基本として策定し、及び実施されるものでなければならない。

## (施策の実施)

第七条 県は、行政のすべての分野において青少年の健全な育成に関する

施策を積極的に講ずるとともに、特に次に掲げる事項に係るものについては、総合的に調整し、計画的にこれを実施するものとする。

一 青少年及びその組織する団体並びに青少年の育成に携わる団体の自主的かつ健全な活動の助長

二 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保

三 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進

四 青少年の健全な育成に関する教育その他の啓発活動の充実

五 青少年を取りまく社会環境の整備及び青少年の非行の防止

2 知事は、前項各号に掲げる事項に係る施策についての実施計画を策定し、及びこれを公表するものとする。

## (優良図書等の推奨)

第八条 知事は、図書、映画、演劇等でその内容が青少年の健全な成長に資すると認めるものを推奨することができる。

## (調査及び情報の提供)

第九条 知事は、青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、これに必要な調査をするとともに、県民及び関係機関に対し、情報を提供するものとする。

## 第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制

## (定義)

第十条 この章以下において「青少年」とは、十八歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。

2 この章以下において「図書類」とは、書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真、レコード、録画テープ、録音テープ及びフィルムをいう。

## (販売等の自主規制)

第十一条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

一 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 映画、演劇、演芸及びこれらに類するもの(以下「興行」という。)を主催する者は、興行の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該興行を青少年に観覧させないよう努めなければならない。

3 広告主は、看板、ポスター、ちらし及びこれらに類するもの(以下「広告物」という。)の内容の全部又は一部が第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該広告物を公衆に表示し、又は青少年に頒布しないよう努めなければならない。

4 がん具、刃物及びこれらに類するもの(以下「がん具刃物類」という。)の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を青少年に販売しないよう努めなければならない。

一 第一項各号に掲げるもの

二 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

5 前各項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者、役務の提供

を業とする者その他営業を営む者は、その営業に關し、自主的に青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機への収納等の自主規制)

第十二条 図書類の販売を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該図書類を自動販売機に収納しないよう努めなければならない。

2 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が前条第四項各号のいずれかに該当すると認めるときは、自主的に当該がん具刃物類を自動販売機に収納しないよう努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、物品の販売を業とする者は、自動販売機によつて物品を販売する場合においては、自主的に、自動販売機の設置場所、管理方法等に配慮し、青少年の健全な成長を阻害することのないよう努めなければならない。

4 前三項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所に設置される自動販売機で、青少年が購入することができる措置が講じられているものについては、適用しない。

(有害図書類の指定)

第十三条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、知事が別に定める基準に該当するもの

二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全

な成長を阻害するおそれのあるもので、知事が別に定める基準に該当するもの

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

第十四条 知事は、前条第一項第一号又は第二号の基準を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前条第一項第一号又は第二号の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第一項第一号又は第二号の基準の変更について準用する。

(有害図書類の譲渡等の制限)

第十五条 何人も、第十三条第一項の規定により指定された図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないようにしなければならない。

(有害図書類の販売等の禁止)

第十六条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

(有害図書類の自動販売機への収納の禁止)

第十七条 図書類の販売を業とする者は、有害図書類を自動販売機に収納してはならない。

2 図書類の販売を業とする者は、自動販売機に現に収納されている図書類について第十三条第一項の規定による指定があつたときは、当該図書類を直ちに除去しなければならない。

3 前二項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている施設又は場所に設置される自動販売機で、青少年が購入することができない措置が講じられているものについては、適用しない。

第四章 青少年に対する不健全な行為の禁止

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第十八条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第十九条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

一 みだらな性行為又はわいせつな行為

二 と博又は暴行

三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用

四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料をみだりに摂取し、又は吸入する行為

五 喫煙又は飲酒

(入れ墨の禁止)

第二十条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨をし、若しくはこれを受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第二十一条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜(午後十一時から翌日の日出時までの時間をいう。)に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

#### 第五章 雑則

(立入調査等)

第二十二条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、書店その他の営業を営む場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(推奨等の要請)

第二十三条 県民は、第八条の規定による推奨又は第十三条第一項の規定による指定をすることが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を知事に要請することができる。

(適用上の注意)

第二十四条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためのみ適用し、及び運用するものであつて、これを濫用し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第六章 罰則

第二十六条 第十八条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

1 第十六条、第十七条第一項又は第十八条第三項の規定に違反した者  
2 第十七条第二項の規定に違反して、有害図書類を除去しなかつた者  
3 第二十一条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

#### 附 則

第二十八条 この条例の罰則の規定は、青少年に対しては、適用しない。

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項の規定は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県条例第三十五号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十年	皆生第二	米子市皆
-----	------	------

生

九

三十年

皆生第二

米子市皆生

六

に、

五十五年

青木第十二

米子市永江

二四

を

五十五年	青木第十二	米子市永江	二四
五十五年	青木第十三	米子市永江	四〇
五十五年	河北	倉吉市福庭	二四

に改める。

別表第一の第二種県営住宅の表中

二十七年	緑町第一	鳥取市立
------	------	------

川町六丁目

一一四

を

二十七年

緑町第一

鳥取市立川町六丁

目

三四

に、

五十五年

緑町第七

鳥取市立川町六丁目

二四

を

五十五年	緑町第七	鳥取市立川町六丁目	二四
五十五年	緑町第八	鳥取市立川町六丁目	一六
五十五年	円通寺	鳥取市円通寺	一〇

に改める。

別表第二の表中

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、高草第四、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南、湖南第一及び湖南第二

鳥取市

を

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、高草第四、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南、湖南第一、湖南第二及び円通寺

鳥取市

に改める。

附 則

この条例中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の皆生第二団

地に関する部分及び第二種県管住宅の表の緑町第一団地に関する部分は公布の日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十六号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 犯罪被害者等給付金に関すること。

附 則

この条例は、昭和五十六年一月一日から施行する。

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

風俗営業等取締法施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「南吉方二丁目」の下に「南吉方三丁目」を、「立川町五丁目」の下に「立川町六丁目、立川町七丁目」を、「卯垣」の下に「卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目」を加える。

別表第二中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

別表第三第一号及び第二号を次のように改める。

一 鳥取市の区域

二 米子市の区域(米子市皆生のうち当該区域内において県道皆生西原線、市道皆生北三号線、市道皆生東三条線及び市道皆生北二号線によつて囲まれた地域を除く。)

別表第三第八号を次のように改める。

八 東伯郡の区域(三朝町大字三朝のうち当該区域内において県道鳥取鹿野倉吉線、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によつて囲まれた地域を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

## 鳥取県公安委員会規則第十号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 犯罪被害者等給付金に関すること。

### 附 則

この規則は、昭和五十六年一月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】